# ひとり親世帯臨時特別給付金を未受給の方へ

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

申請期限は2月26日(金)です。申請書や必要書類については町民福祉課へお問合せください。

### 基本給付

1世帯当たり5万円(第2子以降1人につき3万円加算)が支給されます。下記に該当する方は申請が必要となりますので、期限までに申請をお願いします(申請不要の方については支給済みです)。

対象 ①公的年金給付等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給してい る方と同じ水準となっている方

#### 追加給付

基本給付に加え1世帯当たり5万円が支給されます。

対象 上記①のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

## 制度に関する問合せ

制度全般に関する問合せ先として、厚生労働省がコールセンターを開設しています。

●「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

☎0120-400-903 (受付時間 平日午前9時~午後6時)



# 救急医療情報キットを配布します

問合せ 町民福祉課 福祉担当 **☎**0495-77-2112 FAX0495-77-2117

町では、皆さまの安心・安全な生活を確保することを目的として、「救急医療情報キット」の配布を行っています。救急時に適切な救急搬送ができるように、救急隊員がその情報を活用します。

## 【救急医療情報キットとは】

かかりつけの病院・服薬内容・持病などの医療情報や診察券・健康保険証の写しなどを専用の容器に入れ、 自宅の冷蔵庫に保管しておくものです。冷蔵庫に保管する理由は、ほとんどの家庭にあり、設置場所もわ かりやすく、救急隊員が発見しやすいからです。

#### 対象 町内在住の配布を希望する方

申請 町民福祉課、神泉総合支所、地域包括支援センターのいずれかで申 請手続きをしてください。家族や民生委員などの代理人でも申請手 続きができます。

#### キットに入れるもの 医療情報カード

(自分で用意するもの…健康保険証の写し、診察券の写

し、薬剤情報提供書の写し)

キットの保管場所 冷蔵庫の扉の内側

キットがあることを救急隊員に知らせる目的として、ステッカーを玄関内側と冷蔵庫の扉に貼っていただきます。

# が 急医療 報キット 救急医療情報キット

# 【すでにキットを設置している方へ】

すでに設置している方は、定期的にキット内の情報を確認してください。かかりつけの病院や健康保険の 変更などありましたら、医療情報カードの修正と健康保険証の写しなどの交換が必要です。

# 障害基礎年金等を受給しているひとり親の方へ

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

# 「児童扶養手当」が変わります

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。申請方法等の詳細は、町民福祉課子育て支援担当に お問合せください。

### 変更点

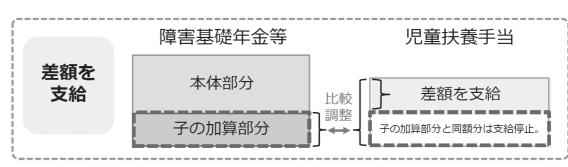
①児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童 扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害基礎 年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。 なお、障害基礎年金等以外の公的年金等(遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償)を受給し ている方は、今回の改正後も公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童 扶養手当として受給できます。

## 【改正前】



#### 【改正後】



出典:厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/content/000690051.pdf)

# ②支給制限に関する所得の算定が変わります

児童扶養手当制度には、受給資格者(ひとり親など)と受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者(子どもの祖父母など)などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取り扱いがあります。

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」 に非課税公的年金給付等(障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償)が含まれます。

# 支給開始月

手当は申請の翌月分から支給開始となります。

これまで障害基礎年金等を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

令和3年3月分と4月分の手当は、5月に支払われます。

13 KAMIKAWA 2月号 12